

令和2年度水質検査計画



「芝原浄水場」

令和2年3月

白河地方広域市町村圏整備組合

令和2年度白河地方広域市町村圏整備組合水質検査計画

当組合は、供給市町村に供給する水道用水が水質基準に適合し、安全で良質であることを保証するために、水質検査計画及び検査結果を公表します。

令和2年度の水質検査計画は次のとおりです。

< 水 質 検 査 計 画 の 内 容 >

- | | |
|-------------------------------|------------------------|
| 1. 基本方針 | 6. 水質検査方法 |
| 2. 事業の概要 | 7. 臨時の水質検査 |
| 3. 原水及び浄水の水質状況と
水質管理上の留意事項 | 8. 水質検査の委託 |
| 4. 水質検査地点 | 9. 水質検査計画及び検査結果の公表 |
| 5. 水質検査項目及び検査頻度 | 10. 水質検査の精度と信頼性の保証について |
| | 11. 関係者との連携 |

1. 基本方針

当組合は、水道用水が供給地点において水質基準に適合していることを確認するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

検査項目は水質基準項目、毎日検査項目、水質管理目標設定項目、水源水質調査項目、クリプトスポリジウム及びジアルジア（感染症原虫）関連項目、福島県のモニタリング検査実施計画に基づく放射性物質、独自に行う放射性物質とします。

検査頻度は検査地点及び項目によって異なりますが、水道用水の安全性の確認や浄水管理に十分な頻度で行います。

また、臨時に行う水質検査についても、行う際の要件等について明らかにします。

水質検査計画による検査結果については、評価の上、需要者に対して公表します。

なお、危機管理上の観点から浄水場の浄水処理工程における水質管理も毎日行います。

2. 事業の概要

(1) 事業体名	白河地方広域市町村圏整備組合
(2) 供給市町村	1市2町3村：白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町
(3) 1日最大供給水量	21,310[m ³ /日]
(4) 水源の名称	堀川ダム
(5) 水源種別	湖沼水
(6) 浄水場の名称	芝原浄水場
(7) 浄水処理方法	凝集沈澱・急速ろ過方式

3. 原水及び浄水の水質状況と水質管理上の留意事項

原水については、水源である堀川ダムにおいて藻類繁殖による魚臭等が発生する時期は粉末活性炭処理により脱臭を行い、より良質な水道用水の供給に努めております。

浄水については、水質基準に適合しており、安全で良質であります。

過去3年間の水質基準項目の検査結果は[P4. 表-1]、[P5. 表-2]及び[P6. 表-3]のとおりです。

また、放射性セシウム（134及び137）については、濁度管理による水道用水への漏洩防止に努めてまいります。

4. 水質検査地点（採水場所）

検査地点（採水場所）は、浄水場入口（原水）、浄水場出口（浄水）、供給地点である各流量計室（浄水）、紅葉橋（ダム流入水：堀川）、横川橋（ダム流入水：横川）とします。

詳細は[P7. 図-1]参照。

5. 水質検査項目及び検査頻度

水質基準項目は[P8. 表-4]のとおり法令に基づく検査頻度で行います。毎日検査項目は[P8. 表-4]のとおりです。水質管理目標設定項目及び水源水質調査項目は[P9. 表-5]のとおり県の通知文書に基づく検査頻度で行います。クリプトスポリジウム及びジアルジア（感染症原虫）関連項目は[P9. 表-6]、福島県のモニタリング検査実施計画に基づく放射性物質は[P10. 表-7]、独自に行う放射性物質は[P10. 表-8]のとおりです。

なお、いずれの項目においても水道用水の安全性を十分に確認できる頻度で行います。

6. 水質検査方法

国が定めた方法及び「上水試験方法」（日本水道協会編）等により行います。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 送水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査の委託

委託検査の概要は下記のとおりです。

(1) 委託検査項目及び検査頻度

No.	委託検査項目	検査頻度(回/年)				分類
		浄水場入口(原水)	浄水場出口(浄水)	白河市大信流量計室	大信以外の流量計室	
1	水質基準39項目	4	-	-	-	水質基準項目
2	水質基準51項目	-	4	4	-	
3	水質基準毎月9項目	-	-	8	12	
4	消毒副生成物	-	-	2	-	
5	ジエオスミン及び2-メチルイソボルネオール	2	2	2	-	
6	水質管理目標設定項目	2	-	2	-	水質管理目標設定項目
7	農薬類	1	-	-	-	
8	従属栄養細菌	-	2	-	-	-
9	水源水質調査項目	2	-	-	-	
10	クリプトスポリジウム及びジアルジア	2	-	-	-	
11	嫌気性芽胞菌	4	-	-	-	指標菌

* 詳細はP8, P9参照

(2) 試料の採取及び運搬方法

委託検査機関が国が定めた方法により採取し、温度管理等に十分留意しながら運搬します。

(3) 臨時検査の取扱い

臨時検査を行う場合（「7. 臨時の水質検査」参照）は、継続的水質評価（定期検査との整合性）の観点から、定期検査と同一の検査機関に委託します。

(4) 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果については、委託検査機関が発行する書類によって確認します。また、必要に応じて検査結果の根拠となる書類等も確認します。

(5) 委託検査機関

水道法第20条の厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託します。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画については毎年策定・公表します。検査結果についてはその都度公表します。いずれもホームページ掲載により公表します。

10. 水質検査の精度と信頼性の保証について

水質検査結果の信頼性を保証するため、委託検査機関の正確かつ精度の高い検査体制の整備を確認します。また、委託検査機関の精度管理試験結果や必要に応じて分析機器メンテナンス状況等も確認します。

11. 関係者との連携

水源及び各施設において水質汚染事故が発生した場合、各供給市町村、県保健福祉部、県南保健福祉事務所、堀川ダム管理事務所、県南建設事務所、消防、警察等の関係機関との連絡体制により、連携を図りながら、必要に応じて現地調査及び水質検査を行う等、適切に対応します。

表－1 原水の水質状況(浄水場入口水)

過去3年間の最高値

No.	水質基準項目	基準値	平成29年度	平成30年度	平成31・令和元年度
1	一般細菌	100 個/ml以下	72	250	120
2	大腸菌	検出されないこと	検出する	検出する	検出する
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.21	0.21	0.24
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	<0.08	<0.08	<0.08
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005
16	(シス及びトランス)-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	-	-	-
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	-	-	-
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	-	-	-
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	-	-	-
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下	-	-	-
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	-	-	-
27	総トリハロメタン(22.24.28.29の総和)	0.1 mg/L以下	-	-	-
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	-	-	-
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下	-	-	-
30	ブromホルム	0.09 mg/L以下	-	-	-
31	ホルムアルデヒド*	0.08 mg/L以下	-	-	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.04	0.06	0.09
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.23	0.43	0.23
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	3.0	3.0	3.1
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.053	0.13	0.039
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	1.5	1.6	1.6
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	21	22	24
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	73	63	67
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジオキシシン	0.00001 mg/L以下	0.000003	0.000001	0.000002
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	0.7	0.7	0.7
47	pH値(毎日の水質管理)	5.8以上8.6以下	7.0~7.6	6.9~7.6	6.9~7.6
48	味(毎日の水質管理)	異常でないこと	-	-	-
49	臭気(毎日の水質管理)	異常でないこと	かび臭	藻臭	土臭
50	色度(毎日の水質管理)	5 度以下	12.0	12.2	10.8
51	濁度(毎日の水質管理)	2 度以下	21.0	24.3	46.9

※「8. 六価クロム化合物」については、令和2年度より基準値が「0.05mg/L以下」から「0.02mg/L以下」となります。

※原水において、「21～31. 消毒副生成物」及び「48. 味」については検査不要項目であります。

※原水において、「49. 臭気」については水源の藻類による自然現象であり異常ではありません。

※原水において、基準値は適用されません。

表-2 浄水の水質状況(浄水場出口水)

過去3年間の最高値

No.	水質基準項目	基準値	平成29年度	平成30年度	平成31・令和元年度
1	一般細菌	100 個/ml以下	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	検出しない	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.21	0.20	0.24
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	<0.08	<0.08	<0.08
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005
16	(シス及びトランス)-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	<0.06	0.06	<0.06
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.003	0.003	0.002
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	<0.003	<0.003	<0.003
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン(22.24.28.29の総和)	0.1 mg/L以下	0.004	0.004	0.002
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	<0.003	<0.003	<0.003
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.001	0.001	<0.001
30	ブromホルム	0.09 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド*	0.08 mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	<0.03	<0.03	<0.03
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	3.9	4.1	3.9
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	4.0	3.9	4.1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	22	23	24
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	79	64	61
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジオキシシン	0.00001 mg/L以下	0.000004	0.000002	0.000002
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	0.5	0.6	0.5
47	pH値(毎日の水質管理)	5.8以上8.6以下	7.0~7.5	6.9~7.5	6.9~7.5
48	味(毎日の水質管理)	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気(毎日の水質管理)	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度(毎日の水質管理)	5 度以下	<0.5	<0.5	<0.5
51	濁度(毎日の水質管理)	2 度以下	<0.1	<0.1	<0.1

※「8. 六価クロム化合物」については、令和2年度より基準値が「0.05mg/L以下」から「0.02mg/L以下」となります。

表-3 供給地点の水質状況(白河市大信流量計室)






過去3年間の最高値

No.	水質基準項目	基準値	平成29年度	平成30年度	平成31・令和元年度
1	一般細菌	100 個/ml以下	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	検出しない	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.21	0.21	0.24
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	<0.08	<0.08	<0.08
13	ホル素及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.1	<0.1	<0.1
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005
16	(シス及びトランス)-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	<0.06	0.06	<0.06
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.005	0.008	0.005
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	<0.003	<0.003	<0.003
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン(22.24.28.29の総和)	0.1 mg/L以下	0.007	0.011	0.007
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	<0.003	0.004	0.003
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.002	0.003	0.002
30	ブromホルム	0.09 mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド*	0.08 mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	<0.03	<0.03	<0.03
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	3.9	4.1	3.9
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	4.4	4.8	4.2
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	22	23	25
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	73	64	62
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジオキシシン	0.00001 mg/L以下	0.000004	0.000003	0.000002
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	<0.000001	0.000003	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	0.4	0.6	0.6
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.1~7.3	7.1~7.3	7.0~7.3
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5 度以下	<0.5	<0.5	<0.5
51	濁度	2 度以下	<0.1	<0.1	<0.1

※「8. 六価クロム化合物」については、令和2年度より基準値が「0.05mg/L以下」から「0.02mg/L以下」となります。

図一1 供給区域及び検査地点(採水場所)



凡例	
	○用水供給区域
	○浄水場入口(原水) 水質基準項目、毎日検査項目、水質管理目標設定項目、水源水質調査項目、クリプトスポリジウム及びジアルジア(感染症原虫)関連項目、独自に行う放射性物質 ○浄水場出口(浄水) 水質基準項目、毎日検査項目、水質管理目標設定項目、福島県のモニタリング検査実施計画に基づく放射性物質
	○供給地点(白河市大信流量計室) 水質基準項目、毎日検査項目、水質管理目標設定項目
	○供給地点(白河市白坂、白河市表郷、白河市東、矢吹町、棚倉町、西郷村、泉崎村、中島村の計8流量計室) 水質基準項目、毎日検査項目
	○紅葉橋(ダム流入水:堀川)及び横川橋(ダム流入水:横川) 独自に行う放射性物質

表－4 水質基準項目・毎日検査項目及び検査頻度

No.	水質基準項目	基準値	供給地点の過去 3年間の最高値 (白河市大信流量計室)	法令に基づく 基本検査頻度 (回/年)	検査頻度(回/年)				設定理由等
					原水(浄水 場入口水)	浄水(浄水 場出口水)	供給地点(各流量計室)		
					白河市大信	他8箇所			
1	一般細菌	100 個/ml以下	0	12	4	4	12	12	省略不可
2	大腸菌	検出されないこと	検出しない	12	4	4	12	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	<0.0003	4	4	4	4	-	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	<0.00005	4	4	4	4	-	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	4	4	4	4	-	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	4	4	4	4	-	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	<0.001	4	4	4	4	-	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	<0.005	4	4	4	4	-	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	<0.004	4	4	4	4	-	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	<0.001	4	4	4	4	-	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.24	4	4	4	4	-	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	<0.08	4	4	4	4	-	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.1	4	4	4	4	-	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	<0.0002	4	4	4	4	-	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	<0.005	4	4	4	4	-	
16	(シス及びトランス)-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	<0.004	4	4	4	4	-	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	<0.002	4	4	4	4	-	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	4	4	4	4	-	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	<0.001	4	4	4	4	-	
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	<0.001	4	4	4	4	-	
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.06	4	-	4	6	-	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	<0.002	4	-	4	6	-	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.008	4	-	4	6	-	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	<0.003	4	-	4	6	-	
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下	<0.001	4	-	4	6	-	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	<0.001	4	-	4	6	-	
27	総トリハロメタン(22.24.28.29の総和)	0.1 mg/L以下	0.011	4	-	4	6	-	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.004	4	-	4	6	-	
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.003	4	-	4	6	-	
30	ブromホルム	0.09 mg/L以下	<0.001	4	-	4	6	-	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	<0.008	4	-	4	6	-	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.01	4	4	4	4	-	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	<0.02	4	4	4	4	-	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	<0.03	4	4	4	4	-	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	<0.01	4	4	4	4	-	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	4.1	4	4	4	4	-	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	<0.005	4	4	4	4	-	
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	4.8	12	4	4	12	12	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	25	4	4	4	4	-	
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	73	4	4	4	4	-	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	<0.02	4	4	4	4	-	
42	ジオキシベンゼン	0.00001 mg/L以下	0.000004	発生時期 に月1回	6	6	6	-	
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001 mg/L以下	0.000003		6	6	6	-	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	<0.002		4	4	4	4	-
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	<0.0005		4	4	4	4	-
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	0.6	12	4	4	12	12	
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.0~7.3	12	毎日	毎日	12	12	
48	味	異常でないこと	異常なし	12	-	毎日	12	12	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	毎日	毎日	12	12	
50	色度	5 度以下	<0.5	12	毎日	毎日	12	12	
51	濁度	2 度以下	<0.1	12	毎日	毎日	12	12	
No.	毎日検査項目								
1	色	異常でないこと	異常なし	1回/日	毎日	毎日	毎週	毎週	
2	濁り	異常でないこと	異常なし	1回/日	毎日	毎日	毎週	毎週	
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1 mg/L以上	0.2	1回/日	-	毎日	毎日	毎日	

※「8. 六価クロム化合物」については、令和2年度より基準値が「0.05mg/L以下」から「0.02mg/L以下」となります。

※原水において、「21~31. 消毒副生成物」、「48. 味」及び「消毒の残留効果(残留塩素)」については検査不要項目であります。

※原水において、「基準値」及び「法令に基づく基本検査頻度」は適用されません。

表－5 水質管理目標設定項目・水源水質調査項目及び検査頻度

No.	水質管理目標設定項目	目標値 (p): 暫定	検査頻度(回/年)、検査時期(4月、10月)		
			原水(浄水場入口水)	浄水(浄水場出口水)	供給地点(白河市大信)
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/l以下	2	-	-
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/l以下(p)	2	-	-
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/l以下(p)	2	-	-
4	削除	-	-	-	-
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	2	-	-
6	削除	-	-	-	-
7	削除	-	-	-	-
8	トルエン	0.4 mg/l以下	2	-	-
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/l以下	2	-	-
10	亜塩素酸	0.6 mg/l以下	二酸化塩素を使用していないため検査不要		
11	削除	-	-	-	-
12	二酸化塩素	0.6 mg/l以下	二酸化塩素を使用していないため検査不要		
13	ジクロロアセトリル	0.01 mg/l以下(p)	-	-	2
14	抱水クロール	0.02 mg/l以下(p)	-	-	2
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	1	-	-
16	残留塩素	1 mg/l以下	-	-	-
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/l以上100mg/l以下	-	-	-
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/l以下	-	-	-
19	遊離炭酸	20 mg/l以下	-	-	2
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/l以下	2	-	-
21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02 mg/l以下	2	-	-
22	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1 mg/l以下	-	-	-
23	臭気強度(TON)	3 以下	-	-	2
24	蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下	-	-	-
25	濁度	1 度以下	-	-	-
26	pH値	7.5 程度	-	-	-
27	腐食性(ランケリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	2	-	-
28	従属栄養細菌	2,000 個/mL以下(p)	-	2	2
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	2	-	-
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/l以下	-	-	-
No.	水源水質調査項目	単位	検査頻度(回/年)、検査時期(4月、10月)		
			原水(浄水場入口水)	浄水(浄水場出口水)	供給地点(白河市大信)
1	化学的酸素要求量(COD)	mg/l	2	-	-
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	2	-	-
3	浮遊物質(SS)	mg/l	2	-	-
4	アンモニア態窒素	mg/l	2	-	-
5	総窒素	mg/l	2	-	-
6	総リン	mg/l	2	-	-

表－6 クリプトスポリジウム及びジアルジア(感染症原虫)関連項目及び検査頻度

No.	項目名	単位	検査頻度(回/年)	検査時期
			原水(浄水場入口水)	
1	クリプトスポリジウム(感染症原虫)	個/10L	2	6月、12月
2	ジアルジア(感染症原虫)	個/10L	2	6月、12月
3	大腸菌(指標菌): 定性試験	-	4	5月、8月、11月、2月
4	嫌気性芽胞菌(指標菌)	個/100ml	4	5月、8月、11月、2月

*「3. 大腸菌」については水質基準項目の「2. 大腸菌」と同じ項目です。

表－7 福島県のモニタリング検査実施計画に基づく放射性物質及び検査頻度

No.	物質名	管理目標値	検査頻度(回/週)
			浄水(浄水場出口水)
1	ヨウ素131	—	1
2	セシウム134	セシウム(134及び137)	1
3	セシウム137	として10Bq/kg以下	1

表－8 独自に行う放射性物質及び検査頻度

No.	物質名	単位	検査頻度(回/週)	検査頻度(回/月)	
			原水(浄水場入口水)	ダム流入水(堀川)	ダム流入水(横川)
1	ヨウ素131	Bq/kg	1	1	1
2	セシウム134	Bq/kg	1	1	1
3	セシウム137	Bq/kg	1	1	1